

新事業創出促進法 最低資本金規制特例

経済産業省



経済産業省は
VEC (財団法人ベンチャーエンタープライズセンター) の
「起ちあがれニッポン DREAM GATE」
プロジェクトを支援しています
(写真はDREAM GATE告知用ポスター)

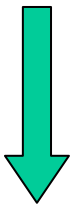
最低資本金規制特例の手続の概要

定款の作成・認証



定款に、新事業創出促進法第10条の18による特別の解散事由を記載して下さい(2頁参照)。
公証役場所在地等については、下記のホームページをご参照下さい。
<http://www.koshonin.gr.jp/address.htm>

創業者であることの確認手続



確認申請書(新事業創出促進法施行規則様式第2、10頁参照)の原本1通とそのコピー1通に、以下の書類を添付して、会社の本店所在地を管轄する経済産業局(4頁参照)に提出して下さい。

- 定款(公証人の認証済みのもの)のコピー
- 創業者(2頁参照)であることの誓約書(施行規則様式第3、10頁参照)
- 事業を営んでいない個人であることを証明する書類(3頁参照)

設立登記

確認日から2ヵ月以内に、取締役選任等の商法・有限会社法上の設立手続を終え、設立登記申請書に確認書(4頁参照)を添付して、法務局に提出して下さい。
新事業創出促進法第10条の18による特別の解散事由を登記して下さい(7頁参照)。

経済産業大臣の確認を受けた創業者の設立する株式会社・有限会社については、商法・有限会社法の最低資本金規制が設立の日から5年間、適用除外になります。

会社成立の届出

設立登記後直ちに、経済産業局への届出が必要です。提出された商号・本店所在地等を記載した書面は、経済産業局において公衆縦覧に供されます(7頁、10頁参照)。

配当制限の特則

計算書類の提出・貸借対照表の公衆縦覧

最低資本金規制の特例を認められた会社(確認株式会社・確認有限会社)では、会社債権者保護の観点から、純資産額が最低資本金額を超過するまで配当ができません(8頁参照)。また、毎営業年度終了後3ヶ月以内に経済産業局に貸借対照表、損益計算書、利益処分案を提出することが必要です。提出された貸借対照表は、経済産業局において公衆縦覧に供されます(8頁参照)。



合名会社等への組織変更

組織変更後、経済産業局への届出が必要です(9頁、10頁参照)。



成立から5年の経過による解散

最低資本金以上とする増資又は組織変更をしなかった場合。

最低資本金以上とする増資

増資後、経済産業局への届出が必要です(10頁参照)。

最低資本金規制特例に基づいて、司法書士等に依頼せず、創業者が自ら会社設立手続をする場合でも、定款の認証料(5万円)、定款に貼付する印紙代(4万円)、登録免許税(株式会社15万円、有限会社6万円)、その他雑費を含めて、株式会社の設立であれば約30万円、有限会社の設立であれば約20万円の費用が必要です。

また、会社成立後は、利益の有無にかかわらず、法人住民税均等割を、毎年7万円負担することになります(詳細は地方自治体・税務署にご確認下さい)。

「創業者」とは？

最低資本金規制の特例は、新事業創出促進法第2条第2項第3号の「創業者」であることについて経済産業大臣の確認を受けた者が設立する、株式会社及び有限会社について認められます。

同号の「創業者」とは、「**事業を営んでいない個人**」であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立して、その会社を通じて事業を開始する具体的な計画を有する者をいいます。

事業を営んでいない個人の具体例としては、給与所得者、専業主婦、学生、失業者、年金生活者、法人の代表権のない役員が挙げられます。他方、個人事業主、法人の代表権のある役員は、事業を営んでいない個人から除外されます。ただし、廃業又は代表権のある役員を辞任した場合には、事業を営んでいない個人に該当することとなります。

最低資本金規制の特例を受けるためには、確認を受けた創業者が、設立する会社に発起人又は社員(出資者)として参加する必要があります。

創業者に該当しない者(個人事業主、法人の代表権のある役員、法人)が、確認を受けた創業者とともに、設立する会社の発起人若しくは社員となる場合、又は創業者に該当しない個人が、設立する会社の代表者に就任する場合であっても、最低資本金規制の特例を受けることができます。

確認申請手続(1)

1. 定款の作成・認証(1)

確認申請書には、公証人の認証を受けた定款のコピーを添付する必要があります。確認申請の前に、定款を作成し、公証人の認証を受けて下さい。

有限会社を設立する場合、定款に記載する資本の総額は、300万円未満であることが必要です。

株式会社を設立する場合に、設立時における株式発行事項(株式の種類・数、株式の発行価額、株式の発行価額中資本に組み入れない額)を定款に記載するときは、株式の発行価額の総額から資本に組み入れない額の総額を控除した額が1000万円未満であることが必要です。

定款には、新事業創出促進法第10条の18の規定による解散事由を記載しなければなりません。

確認申請を行う創業者は、発起人又は社員として、定款に署名しなければなりません。

類似商号の有無の確認方法、会社の目的(事業内容)の記載方法その他一般的な定款の作成方法については、法務局・公証人等にご相談下さい。

有限会社における解散事由の定款記載例

(例1)

第 条 当社は、有限会社法第69条第1項各号に掲げる事由のほか、新事業創出促進法第10条の18第2項の規定により、次に掲げる事由により解散する。

- 一 資本の総額を300万円以上とする変更の登記又は株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したこと
- 二 新事業創出促進法第10条の2の規定により同法第10条第1項の確認を取り消されたこと

(例2)

第 条 当社は、資本の総額を300万円以上とする変更の登記若しくは株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法の確認を取り消されたときに解散する。

1. 定款の作成・認証(2)

株式会社における解散事由の定款記載例

(例1)

第 条 当社は、商法第404条各号に掲げる事由のほか、新事業創出促進法第10条の18第1項の規定により、次に掲げる事由により解散する。

- 一 資本の額を1000万円以上とする変更の登記又は有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないで設立の日から5年を経過したこと
- 二 新事業創出促進法第10条の2の規定により同法第10条第1項の確認を取り消されたこと

(例2)

第 条 当社は、資本の額を千万円以上とする変更の登記若しくは有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法の確認を取り消されたときに解散する。

確認申請手続(2)

2. 事業を営んでいない個人であることを証する書類の取得

確認申請書には、事業を営んでいない個人であることを証する書類を添付する必要があります。添付書類の具体例については、下表をご参照下さい。

同表に掲げられた書類の一つを添付すればよく、また、同表に掲げられていない書類であっても、事業を営んでいない個人であることを証明する書類であれば、問題ありません。

確認申請者の状況	添付書類の例
給与所得者	<ul style="list-style-type: none">・源泉徴収票のコピー（直近入手可能なもの）・市町村民税の特別徴収税額の通知書のコピー（直近入手可能なもの）・事業主が発行する雇用証明書・課税証明書（直近入手可能なもの、所得の内訳が給与収入であることがわかるもの）
専業主婦	<ul style="list-style-type: none">・健康保険被保険者証のコピー（被扶養者であることを示すもの）・非課税証明書（直近入手可能なもの）
学生	<ul style="list-style-type: none">・健康保険被保険者証のコピー（被扶養者であることを示すもの）・非課税証明書（直近入手可能なもの）
失業者	<ul style="list-style-type: none">・事業主が発行する退職証明書・雇用保険被保険者離職票のコピー・雇用保険受給資格者証のコピー
年金生活者	<ul style="list-style-type: none">・年金証書のコピー・非課税証明書（直近入手可能なもの）
会社の代表権のない役員	<ul style="list-style-type: none">・会社の登記簿謄本
事業を廃止した者	<ul style="list-style-type: none">・廃業届出書の本人控のコピー
会社の代表権のある役員を辞任した者	<ul style="list-style-type: none">・会社の登記簿謄本

確認申請手続(3)

3. 確認申請書の提出

経済産業大臣の確認を受ける方は、平成15年2月1日から平成20年3月31日までの間に、会社の事業の内容等必要事項を記載した確認申請書(新事業創出促進法施行規則様式第2(別表を含む)、10頁参照)の原本1通及びそのコピー1通に、(1)定款のコピー、(2)創業者であることの誓約書(施行規則様式第3、10頁参照)、(3)事業を営んでいない個人であることを証する書面を添付して、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に提出して下さい。

確認申請書は、経済産業局に郵送により提出することも可能です。その場合は、封筒に「最低資本金規制の特例申請書在中」と記入して下さい。

確認書の郵送による交付を希望される場合は、140円切手を貼付したA4サイズの入る返信用封筒に申請者の住所・氏名を記入し、切手を貼付の上、確認申請書に添付・同封して下さい。

会社の本店所在地	提出先・所在地	電話番号
北海道	北海道経済産業局 新規事業課 〒060 0808 札幌市北区北8条西2 1 1 札幌第1合同庁舎	011 709 2311(代)
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北経済産業局 新規事業課 〒980 0014 仙台市青葉区本町3 3 1 仙台合同庁舎	022 263 1167
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県	関東経済産業局 経営支援課 〒330 9715 さいたま市中央区新都心1-1	048 600 0331
富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県	中部経済産業局 新規事業課 〒460 8510 名古屋市中区三の丸2 5 2	052 951 2761
福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿経済産業局 創業・経営支援課 〒540 8535 大阪市中央区大手前1 5 44	06 6966 6014
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国経済産業局 新規事業課 〒730 8531 広島市中区上八丁堀6 30 広島合同庁舎2号館	082 224 5658
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国経済産業局 新規事業課 〒760 8512 高松市番町1 10 6	087 831 3141(代)
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	九州経済産業局 新規事業課 〒812 8546 福岡市博多区博多駅東2 11 1	092 482 5438
沖縄県	沖縄総合事務局 経済産業部 産業課 〒900 8530 那覇市前島2 21 7	098 866 0067

4. 確認書の交付

経済産業局において、確認申請者が創業者であることを確認した場合には、確認申請書に以下の記載をして、これを確認書として、申請者に交付します。申請書受理後できるだけ速やかに確認書を交付しますが、繁忙期には、交付までに時間を要することがありますので、ご了承ください。

会社の設立登記の申請書に、確認書を添付して、法務局に提出して下さい。

確認日 平成 年 月 日
 確認日から二ヶ月を経過する日
 平成 年 月 日
 経済産業大臣 名 印

新事業創出促進法第10条第1項の規定に基づき確認する。

特例を受ける場合の設立手続等の特例(1)

1. 出資の払込保管証明書に関する特例(1)

最低資本金未満の小規模な会社の設立・新株発行・増資に要するコストを低減させるため、払込取扱機関(銀行等)の払込保管証明書を取得することを任意とする手当てが講じられました(ただし、新株発行・増資後の資本額が、最低資本金の額を超過する場合は、払込保管証明書を取得する必要がありますので、ご注意ください。)

この特例を利用して、株式・持分の払込みを発起人(有限会社の場合は取締役)名義の口座への振込みにより行った場合は、確認株式会社及び確認有限会社の設立登記の申請書には、以下の1.及び2.の書面を合綴したものを添付して下さい。この点に関するご質問は、会社の本店所在地を管轄する法務局にお問合わせ下さい。

1. 会社の代表者に就任する予定の者が作成した出資全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面

記載例(有限会社の場合)

証 明 書	
当会社の設立(注1)に係る出資につき、次のとおり出資全額の払込みを受けたことを証明します。	
払込みを受けた金額の総額	金2,000,000円
払込みがあった口数	40口
出資一口の払込金額	金 50,000円
平成15年4月10日	
(本店) 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	
(商号) 有限会社 パッション	
(代表者) 取締役 甲野 太郎 印(注2)	

(注1) 設立後、資本を増加する場合には、「当会社の資本増加」と記載します。

(注2) 会社代表者が届け出た印鑑(登記申請書又は委任状に押印すべき印鑑)を押印します。

記載例(株式会社の場合)

証 明 書	
当会社の設立(注3)により発行する株式につき、次のとおり発行価額全額の払込みを受けたことを証明します。	
払込みを受けた金額の総額	金5,000,000円
払込みがあった株式数	100株
1株の払込金額	金 50,000円
平成15年4月10日	
(本店) 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	
(商号) 株式会社 アンビシャス	
(代表者) 代表取締役 乙野 次郎 印(注4)	

(注3) 設立後、新株を発行する場合には、「当会社の新株の発行」と記載します。

(注4) 会社代表者が届け出た印鑑(登記申請書又は委任状に押印すべき印鑑)を押印します。

特例を受ける場合の設立手続等の特例(2)

1. 出資の払込保管証明書に関する特例(2)

2. 以下の(1)又は(2)の書面であって、株式又は出資の割当てを受けた者からそれぞれの株式・持分の価額に相当する金銭が、当該口座に入金されたことが確認できるもの(注5)

(1) 取引明細等、当該払込取扱機関が作成した書面(注6)

(2) 当該口座に係る預金通帳のコピー(注7)

(注5) 上記1.の証明書と合綴し、上記(注2)の印鑑で契印を押して下さい。

当該口座への入金、定款の認証後、発行価額の払込期日までに、行って下さい。

当該口座の名義人である発起人の出資についても、その出資額が入金されていることが確認できる必要があり、出資額以上の預金残高が確認できるだけでは足りません。

(注6) 払込取扱機関の発行したものであれば、その証明印がないもので差し支えありませんが、必ず原本を合綴して下さい。コピーは不可です。

払込金の振込みに関する記載には、下線を付し、又はマーカーを付すなどして下さい。

(注7) 払込取扱機関名、店名、口座番号及び口座名義人が記載されているページ、並びに払込金の振込みに関する記載があるページのコピーを必ず合綴して下さい。

払込金の振込みに関する記載には、下線を付し、又はマーカーを付すなどして下さい。

2. 現物出資・財産引受・事後設立における検査役調査等の特例

商法・有限会社法上、現物出資・財産引受(会社の成立を条件として特定の財産を譲り受けることを約すること)・事後設立(会社成立後2年以内に成立前から存在する営業用財産を取得する契約をすること)等を行う場合には、裁判所が選任する検査役の調査を受ける必要があります。ただし、最低資本金規制の特例を受ける場合は、資本の額にかかわらず、現物出資等される財産の価格が、確認株式会社については200万円を超えない場合、確認有限会社については60万円を超えない場合には、検査役の調査を不要とする手当てが講じられました。

また、事後設立を行う場合、取得される財産の価格が資本の20分の1以上である場合に株主総会又は社員総会の特別決議が必要となります。しかし、最低資本金の特例を受ける場合、財産の価格が、確認株式会社の場合50万円以上、確認有限会社の場合15万円以上の場合のみ、特別決議を必要とする特例を設けました。



特例を受けて会社を設立する場合の義務

1. 募集設立の場合の株式申込証の用紙への解散事由の記載

最低資本金規制の特例を受ける株式会社につき募集設立を行う場合には、株式申込人に対して、当該会社が最低資本金以上の増資又は組織変更の登記の申請をせず、成立から5年を経過した場合、及び確認が取り消された場合に解散することを告知するため、株式申込証の用紙に、その旨を記載しなければなりません。

2. 解散事由の登記

最低資本金規制の特例を受ける会社については、利害関係を持つとする者に、当該会社が最低資本金以上の増資又は組織変更の登記の申請をせず、成立から5年を経過した場合、及び確認が取り消された場合に解散することを告知するため、その旨を「その他の事項」欄に登記しなければなりません。

登記申請書の添付書類その他登記に関する一般的なご質問は、会社の本店所在地を管轄する法務局にお問合わせ下さい。

解散事由の登記申請書記載例

確認株式会社の場合

その他の事項

解散の事由

当社は、資本の額を千万円以上とする変更の登記若しくは有限会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法の確認を取り消されたときに解散する。

確認有限会社の場合

その他の事項

解散の事由

当社は、資本の額を300万円以上とする変更の登記若しくは株式会社、合名会社若しくは合資会社に組織変更した場合にすべき登記をしないで設立の日から5年を経過したとき又は新事業創出促進法の確認を取り消されたときに解散する。

3. 成立の届出

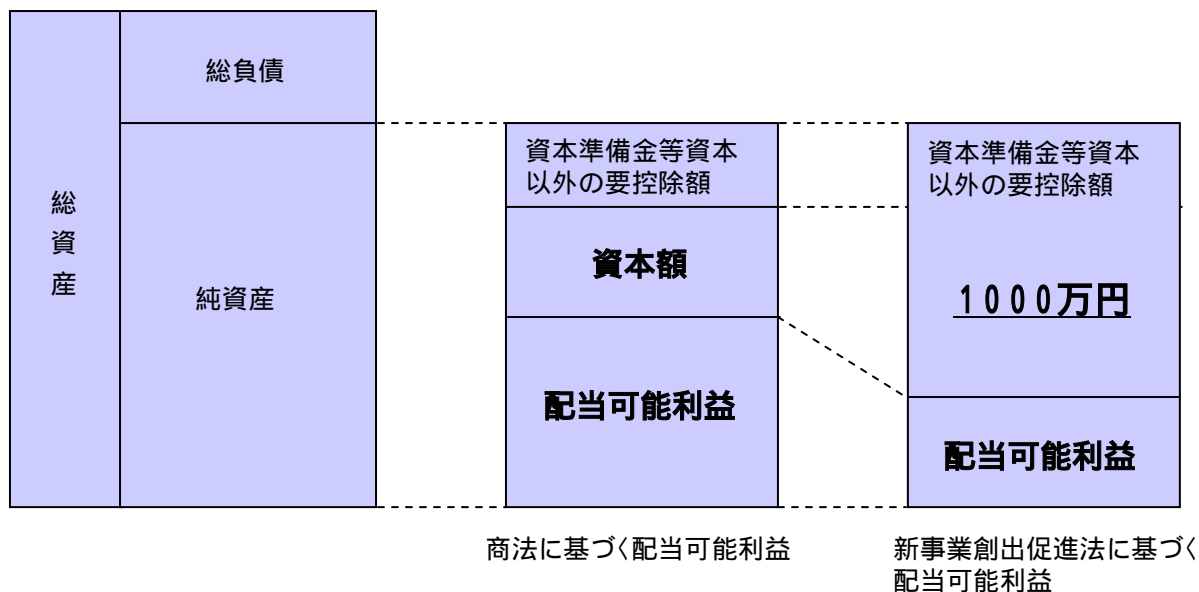
確認を受けて最低資本金に満たない資本の確認株式会社・確認有限会社を設立した場合、新事業創出促進法施行規則様式第5(10頁参照)に必要事項を記載した書面の原本1通及びそのコピー1通に、設立した会社の登記簿謄本を添付して、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に提出しなければなりません。郵送による提出も可能です。

提出された書面は、受理した経済産業局において、公衆の縦覧に供されます。

配当制限の特則

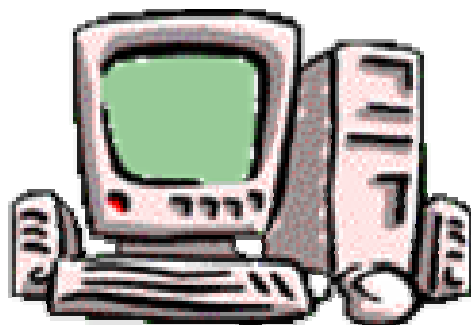
確認株式会社・確認有限会社においては、最低資本金規制を設立から5年間免除することの代償措置として、会社債権者保護の観点から、通常の会社であれば、営業年度末の純資産額から「資本の額」等を控除して、配当可能利益を算出するところ、「資本の額」に代えて最低資本金額を控除することとしています。

(例) 確認株式会社の場合



同様に、中間配当、自己株式取得等の財源規制についても、その限度額の算出に際しては、「資本の額」に代えて最低資本金額を控除するものとしています。

さらに会社債権者保護の観点から、会社分割・減資に際して、その株主・社員に対して金銭・株式その他の財産を流出させることを禁止しています。



計算書類の提出義務等

確認株式会社・確認有限会社は、最低資本金規制を設立から5年間免除することの代償措置として、会社債権者保護の観点から、毎営業年度経過後3ヶ月以内に、その営業年度の貸借対照表2通、損益計算書、利益処分案各1通を、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に提出しなければなりません。郵送による提出も可能です。

提出された貸借対照表は、受理した経済産業局において、公衆の縦覧に供されます。

組織変更に関する特例

1. 合名会社・合資会社への組織変更

一般には、株式会社・有限会社は、合名会社・合資会社に組織を変更することができません。しかし、確認株式会社・確認有限会社は、株主総会又は社員総会の特別決議等の手続により、合名会社及び合資会社に組織を変更することができます。

2. 確認株式会社の有限会社への組織変更

株式会社が有限会社に組織変更する場合、通常であれば株主総会の特殊の決議（総株主の過半数かつ総株主の議決権の3分の2以上に当たる多数決）が必要です。しかし、確認株式会社は、成立の日から5年以内に、最低資本金額に達するまで増資できない場合に、円滑に事業を継続するため、株主総会の特別決議（出席株主の議決権の3分の2以上に当たる多数決）により、有限会社に組織変更することができます。

資本を最低資本金以上とした場合の登記義務

確認株式会社又は確認有限会社が資本を最低資本金以上とした場合、法務局に、発行済株式数、資本の額について、変更の登記申請を行う必要があります。

その変更の登記申請は、「会社が資本の額を最低資本金以上とする変更の登記又は合名会社等への組織変更の登記の申請をせず、成立から5年を経過した場合、及び確認が取り消された場合に解散する。」旨の記載の抹消の登記申請と、同時にする必要があります。

最低資本金規制の特例の終了の届出

確認株式会社及び確認有限会社が、資本を最低資本金以上に増資し、合名会社等に組織変更し、又は合併、破産その他の事由により解散することにより、最低資本金規制の特例が終了する場合には、施行規則様式第7による届出書を、会社の本店所在地を管轄する経済産業局に提出する必要があります（成立から5年の経過により解散した場合及び確認の取消しにより解散した場合は不要です。）。郵送による届出書の提出も可能です。提出義務者・提出期限等の詳細については、次頁を参照して下さい。



最低資本金特例に関連する申請・届出等

創業者であることの確認申請書の提出を含め、最低資本金規制の特例に関連して、経済産業局への申請・届出等を整理すると、下表のようになります。申請書等の用紙は、下記の最低資本金規制の特例のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

<http://www.meti.go.jp/policy/mincap/index.html>

事由	提出期限	様式・通数等	添付書類	提出義務者
創業者であることの確認を受けるとき	-	様式第2及び別表(1通+北 [○] -1通)	定款のコピー 誓約書(様式第3) 証明書類 郵送での確認書の受け渡しを希望される場合は、140円切手を貼付したA4サイズの封筒	創業者
確認書の再交付を受けるとき	-	様式第4(1通+北 [○] -1通)	(既に交付を受けている確認書)	創業者
会社が成立したとき	直ちに	様式第5(1通+北 [○] -1通)	登記簿謄本	会社
会社の商号・本店所在地を変更したとき	遅滞なく	様式第6(1通+北 [○] -1通)	登記簿謄本	会社
営業年度を経過したとき	3ヶ月以内	貸借対照表(2通) 損益計算書(1通) 利益処分案(1通)	-	会社
最低資本金以上に増資したとき	2週間以内	様式第7(1通)	登記簿謄本	会社
合併により消滅したとき	2週間以内	様式第7(1通)	登記簿謄本	消滅会社の役員であった者
破産により解散したとき	2週間以内	様式第7(1通)	登記簿謄本	破産管財人
合併・破産以外の事由により解散したとき(注)	2週間以内	様式第7(1通)	登記簿謄本	清算人
組織変更をしたとき	2週間以内	様式第7(1通)	登記簿謄本	会社

(注) 成立から5年の経過により解散した場合及び確認の取消しにより解散した場合を除きます。

お問い合わせは・・・

北海道経済産業局	新規事業課	011-709-2311(代)
東北経済産業局	新規事業課	022-263-1167
関東経済産業局	経営支援課	048-600-0331
中部経済産業局	新規事業課	052-951-2761
近畿経済産業局	創業・経営支援課	06-6966-6014
中国経済産業局	新規事業課	082-224-5658
四国経済産業局	新規事業課	087-831-3141(代)
九州経済産業局	新規事業課	092-482-5438
沖縄総合事務局	経済産業部 産業課	098-866-0067

経済産業省 経済産業政策局 新規産業室

<http://www.meti.go.jp/policy/mincap/index.html>

「起ちあがれニッポン DREAM GATE」プロジェクトについて

ドリームゲート概要

- 「DREAM GATE(ドリームゲート)」とは、夢を追うすべての方に、やりたいことをやる道として会社員以外にも独立・起業という選択肢があることを知ってもらい、同時にその挑戦を様々な形でサポートするサービスの総称です。既に、起業を志している方はもちろん、例えば、やりたいことを探している学生や、ちょっとしたアイデアを思いついた主婦の方など、ビジネスに興味のある方であれば、どなたでも利用できます。



プロジェクトの内容

❖メールマガジン事業

「起業・独立」に必要な知識が身に付く情報を「1分で読める」メールマガジンとして、毎週3本定期的に配信します。

登録につきましては、ホームページ(<http://www.dreamgate.gr.jp>)、携帯電話(n01@dgate.jp)でお申し込み下さい。

配信コンテンツ例

- 「ニッポンびっくり起業人」、「起業を選ぶ女性たち」
女性起業家、若手起業家など起業にチャレンジし新しいビジネスを創造した多種多様な起業家を紹介します。
- 「明日のための」起業・独立講座」
毎週配信される出題に回答していくうちに、自然と「事業アイデア発想力」、「事業計画力」などの起業・独立ノウハウと「行動力」「継続力」などの起業・独立実効力が身に付きます。

❖サポート事業

“オンライン専門家相談サービス”、“各種セミナー & 実務サポート”など、独立に必要な専門的知識について徹底したサポートが受けられます。

サービス内容例

- 「専門家相談サービス(無料)」
インターネット相談: Web上で起業・独立に関する相談にお答えするサービス。
面談サービス: 専門家が直接お会いして助言・アドバイスするサービス。
- 「起業教習所」
起業・独立に人気の業種を、繁盛店の経営者が講師となり、実技指導つきスクールを実施します。

❖ベンチャー・サポートウェア事業

設立後まもないベンチャー企業のビジネスプランのブラッシュアップや評価書の交付、ベンチャーキャピタルとのマッチングなどを行っています。

ビジネスプランの公募時期等については、ホームページをご覧ください。

運営主体
VEC (財団法人ベンチャーエンタープライズセンター)
www.dreamgate.gr.jp
03-3537-8821